

事業名：子育て支援短期利用事業

子ども家庭課 児童母子係

政策	03 安心を感じる保健・医療・福祉の充実								
施策	03 子育て環境の充実								
基本事業	01 地域子育て支援の充実								
開始年度	平成15年度	終了年度	—	実施計画 事業認定	非対象	会計区分	一般会計	補助金	

事務事業の目的と成果

対象（誰、何に対して事業を行うのか）

一時的に児童の養育が困難となった世帯の児童

手段（事務事業の内容、やり方）

疾病、出産、看護、事故、災害、出張等の社会的事由により一時的に児童の養育が困難となった保護者から申請書を受理し、内容確認の上、児童を児童養護施設において一定期間（原則7日間まで）養育・保護する。

意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）

保護者が一時的に児童の養育が困難となった場合でも、児童を預けられることにより、安心して子育てができる。

指標・事業費の推移

区分		単位	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度当初
対象指標1	一時的に児童の養育が困難となった世帯の児童数	人	18	5	6	5
対象指標2	18歳未満の児童数	人	19,152	18,457	18,011	18,011
活動指標1	委託している児童養護施設数	施設	2	2	2	2
活動指標2	養育相談件数	件	105	114	110	109
成果指標1	児童養護施設を利用した児童の延べ利用日数	日	62	28	26	30
成果指標2	児童養護施設を利用した児童数	人	6	3	5	5
事業費(A)		千円	353	149	143	153
正職員人件費(B)		千円	803	802	781	782
総事業費(A+B)		千円	1,156	951	924	935

	事業内容（主なもの）	費用内訳（主なもの）
25年度	疾病、出産、看護、事故、災害、出張等の社会的事由により一時的に児童の養育が困難となった保護者から申請書を受理し、内容確認の上、児童を児童養護施設において一定期間（原則7日間まで）養育・保護した。	受け入れ団体への委託料 143千円

事業を取り巻く環境変化
事業開始背景
平成15年4月から子育て支援の一環として事業開始。
事業を取り巻く環境変化
一時的に児童の養育が困難となった場合に、保護者が不安なく預けられる子育て支援策として事業開始。

平成25年度の実績による担当課の評価（平成26年度7月時点）	
(1) 税金を使って達成する目的（対象と意図）ですか？市の役割や守備範囲にあった目的ですか？	
妥当である 妥当性が低い	理由 根拠 保護者が疾病、出産、看護、事故、災害、出張等の社会的事由により一時的に児童の養育が困難となった世帯の児童を一時的に預けられることから、子育て支援として市が行うことは妥当である。
(2) 上位の基本事業への貢献度は大きいですか？	
貢献度大きい 貢献度ふつう 貢献度小さい 基礎的事務事業	理由 根拠 子どもを持つすべての世帯が対象となるが、児童を養育する者が近くにいない等の理由と、緊急一時的に利用してもらうことで、子育て支援施策として貢献できる。
(3) 計画どおりに成果は上がっていますか？計画どおりに成果がでている理由、でていない理由は何ですか？	
上がっている どちらかといえば上がっている 上がらない	理由 根拠 委託先を複数化したことで、委託先の受入れ態勢による利用不能の事態を減少させることができた。
(4) 成果が向上する余地（可能性）がありますか？その理由は何ですか？	
成果向上余地 大 成果向上余地 中 成果向上余地 小・なし	理由 根拠 他の事業と連携し、受入れの幅を広げ、利用者のニーズに対応できる体制を整える。
(5) 現状の成果を落とさずにコスト（予算+所要時間）を削減する方法はありますか？	
ある なし	理由 根拠 事務量が少ないのでコストへの影響が少ない。また、世帯状況に応じて負担額（国の基準による）がある。